定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。）のうち、当該履行保証金の額に特例適用終了日の直前の基準日等における一の特例適用終了資金移動業に係る要供託額（法第五十八条の二第四項に規定する要供託額をいう。）の当該基準日等における要供託額（当該資金移動業者が法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）に対する割合を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）について、当該特例適用終了資金移動業について供託した履行保証金とみなす。

（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替え）

第三十六条の三　法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第三項	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項
第十一条第六項	第四十三条第二項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項
第十一条第六項第一号	が一億円	の総額が一億円
	当該未達債務の額に百分の五	当該額に百分の五
第十一条第六項第二号	が一億円	の総額が一億円
	当該未達債務の額	当該額
第十一条第七項	第四十三条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項
	第四十四条	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条
	第四十五条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項
第十四条の二	第十五条	第十七条の三第三項の規定により読み替えて適用する令第十五条
第十四条の二第一号	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等をいう。第十九条第八号イにおいて同じ。）

［条を加える。］